

京都府立図書館電子書籍等利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立図書館個人貸出規程（以下、「貸出規程」という。）第15条第2項に規定する電子書籍等の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子書籍サービス 書籍等のデジタルコンテンツデータを配信により利用できるサービス

(2) オーディオブックサービス 音声ファイル化された書籍等のデータを配信により利用できるサービス

(利用者の範囲)

第3条 前条の電子書籍サービス及びオーディオブックサービス（以下、「電子書籍等」という。）を利用できる者は、京都府立図書館インターネット・マイページサービス実施規程（以下、「マイページサービス規程」という。）第4条のマイページサービスの利用申し込みを完了した者で、京都府に住所を有する者及び京都府内に通学先若しくは通勤先を有する者に限るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、京都府立図書館は、京都府立高等学校等設置条例に規定する学校に所属する生徒及び教職員（以下、「府立学校の生徒教職員」という。）並びに京都府図書館総合目録ネットワーク（K-Libnet）運営規程第3条の参加機関に電子書籍等を利用させることができる。ただし、府立学校の生徒教職員については、電子書籍等の利用のためのインターネット・マイページサービスに係る図書館カード番号の利用期間は4年間とする。

(利用方法)

第4条 前条の利用者は、マイページサービス規程第2条のサービスを表示する画面の電子書籍等のリンクからアクセスすることにより、電子書籍等を利用するものとする。

(禁止事項)

第5条 利用者は、電子書籍等の種類ごとに別に定める禁止事項をしてはならない。

2 京都府立図書館長（以下、「館長」という。）は、前項の禁止事項について館長の指示に従わない者に対して、電子書籍等の利用を一時停止することができる。貸出規程第16条、同規定第17条又はマイページサービス規程第12条の規定により、図書館カードの利用を一時停止された者又はパスワードを失効させた者についても同様とする。

(準用)

第6条 マイページサービス規程第13条、第14条の規定は、本規程に準用する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、電子書籍等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月29日から施行する。